

佐賀駅南ほこみち活用実験運営業務委託にかかるプロポーザル 質問回答表

| 番号 | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | 今回の公募では、佐賀駅南の県道がほこみちの対象となっていますが、今後同様の整備と制度の活用を全県的に広げていくような構想はありますでしょうか。  | 現時点で構想はありません。   |
| 2  | トライアル活用は、連続した 5 日間でも、単発の 5 日間のいずれでも良いでしょうか。  | 単発の5日間を想定しています。   |
| 3  | トライアル活用に必要な什器備品(テント・ヤタイ・パラソル・イス・机等)や演出用のガーランド・ストリングライトは県から支給なのか、受託者手配なのか教えてください。また、保管スペースがあるかも併せて教えてください。                            | 什器備品について、県からの支給は予定していませんが、現在進めている工事にて、仕様書に記載している固定のベンチ3ヶ所(約 7m <sup>2</sup> )、テーブル3ヶ所(80m <sup>2</sup> )を設置予定です。このほか、トライアル活用の内容を踏まえ必要と思われる什器備品については、受注者の判断により手配してください。今回の業務を踏まえ、来年度以降における什器備品の取り扱いを検討します。また、保管スペースは設けていません。 |
| 4  | 佐賀駅北の市道三溝線及び佐賀駅前交流広場等で実施されるイベント、SAGA2024 国スポ・全障スポ、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ等のイベントや行事とも連携することについて、実際に連携を想定されている具体的なイベント名、主催者、日程等あれば教えてください。 | 具体的には SAGA2024 国スポ・全障スポ、佐賀インターナショナルバルーンフェスタを想定していますが、その他イベントがあれば必要に応じて連携を図ることとします。  |
| 5  | 相談窓口の設置場所は、具体的に当該エリア内なのか、または近隣で良いのか、あるいはリモート(遠隔)窓口など非対面形式で良いのか、場所の想定があれば教えてください。   | 設置場所の指定はなく、非対面形式でも構いません。  |
| 6  | 相談窓口には専任のスタッフが常駐で業務に当たる必要があるのか、あるいは他業務との兼務は可能かを教えてください。また、スタッフ配置人数の指定もあれば教えてください。  | 仕様書に記載のとおり、相談後の対応を概ね半日~1日以内に回答できる体制であれば、他業務との兼務や配置人数の指定はありません。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 7  | <p>希望者によるトライアル活用について、5企画の主催者は、重複していても問題ないでしょうか。</p>  | <p>仕様書に記載のとおり、様々なジャンルにおいて、ほこみちや駅前まちかど広場における新たな使い方及び利活用の可能性を発掘し、日常使い・普段使いされるような企画であれば問題ありません。ただし、ほこみち運営に向けたネットワーク構築については、トライアル活用に参加した事業者等を中心とした参加者としています。</p> |
| 8  | <p>上記企画は、集客型のイベントに限らず、情報発信のブースを設けたり、通行者が写真を撮りたくなるようなモニュメントを置くことも企画として捉えて良いでしょうか。企画の要件があれば教えてください。</p>  | <p>様々なジャンルにおいて、新たな使い方及び利活用の可能性の発掘を目的としているため、企画の要件はありません。ただし、モニュメントを設置する場合は、場所や仕様等を発注者と協議する必要があります。</p>   |
| 9  | <p>県外事業者をトライアル活用に誘致することは不可でしょうか。</p>   | <p>可能です。ただし、佐賀駅南の現状や業務目的を十分理解し、駅周辺エリアの価値向上を目指していく心構えがある事業者を前提とします。</p>   |
| 10 | <p>清掃の時間帯は受託者の任意の時間でよろしいでしょうか。</p>   | <p>任意で構いません。</p>   |
| 11 | <p>トライアル活用終了後の清掃を行うことについて、掃き掃除と拭き上げ以外に必要な清掃はございますでしょうか。(例 高圧洗浄、油汚れなど)また、年末や年度末などに、汚れの蓄積で大掛かりな清掃が必要となった場合、業者に清掃を委託する場合も想定されますが、その費用負担は受託者側になりますでしょうか。</p> | <p>掃き掃除と拭き上げを想定しています。大がかりな清掃が必要となった場合は、発注者と協議のうえ決定します。</p>   |
| 12 | <p>トライアル活用を誘致した主催者に起因する汚損の場合、当該主催者に清掃を求めることは問題ないでしょうか。また、受託者側で清掃を代行し、その費用を請求することは問題ないでしょうか。</p>  | <p>受注者とトライアル活用の主催者の双方協議を行ったうえで、請求することは問題ありません。</p>   |
| 13 | <p>「ほこみち運営にかかる収支計画等」とありますが、管理業務の受託者における事業収支計画という認識で良いでしょうか。その場合、管理業務の委託費の他に、出店等の利用者から使用料収入や、ポスター看板等を設置して広告収入を得るなど、委託費以外の収入が得られる前提で計画して良いものでしょうか。</p>     | <p>その認識でよいです。</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 14 | <p>管理に必要な一般的な維持費(例:電気・水道・修繕費等)で、県が負担すると考えられる費目を教えてください。</p>  | <p>維持にかかる電気及び水道料金は県が負担します。また、道路の占用料は徴収しません。</p>  |
| 15 | <p>たとえば、当該エリアを活用してみたい人がその場で相談できるためのコンテナハウスを設置する場合や、冬季にイルミネーションを設置する場合など、事業目的の達成のために当該エリアに対して行う投資の費用負担の考え方(県および受託者の負担割合)について、現時点で方針があれば教えてください。</p>   | <p>コンテナハウスやイルミネーションの設置については、トライアル活用の一部と考えますので、受注者負担となります。</p>  |
| 16 | <p>■参加資格について&lt;公示より転載&gt;<br/>(2) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに完了した業務で、国、県又は市町が所有する公共空間(道路、河川、公園、庁舎等の行政財産等)において実施したイベントの運営業務(自主事業、委託事業を問わない)又は、国、県又は市町が所有する公共空間において指定管理や管理委託等による管理業務の実績を有していること。<br/>上記について、現在指定管理を受けている施設等で、指定管理期間中の業務を実績書に記載することは可能でしょうか。</p> | <p>指定管理業務の期間中に実施したイベントについて、実績書に記載することは可能です。</p>  |
| 17 | <p>県道佐賀停車場線及び駅前まちかど広場の利活用にあたって、占用に伴う料金は発生するのでしょうか？発生する場合は金額についてご教示ください。</p>  | <p>道路の占用料は徴収しません。</p>  |
| 18 | <p>ほこみちに設置される電源、水道設備は使用料が発生するのでしょうか？発生する場合は金額についてご教示ください。</p>  | <p>原則、電気及び水道料金は県が負担します。</p>  |
| 19 | <p>ベンチやテーブル・イス、モバイルファニチャー等の備品は、ほこみち完成時に設置完了されている状態でしょうか？</p>   | <p>現在進めている工事にて、仕様書に記載している固定のベンチ3ヶ所(約 7m<sup>2</sup>)、テーブル3ヶ所(80m<sup>2</sup>)を設置予定です。稼働が可能な備品の支給は予定していません。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 20 | ベンチやテーブル・イス、モバイルファニチャー等の備品は利用料は発生するのでしょうか？発生する場合は金額についてご教示ください。             | 県で設置予定のベンチやテーブルについては、使用料は発生しません。<br>なお、稼働が可能な備品の支給は予定していません。 |
| 21 | 当該区間の愛称や統一ロゴ等は事業受託時に指定のものがあるのでしょうか？受託以降、県と協議して制作していくのでしょうか？もしくはそもそも不要でしょうか？ | 愛称等の制作については、現段階では未定です。                                       |